

参議院選挙区選挙における政見放送の見直し

— 公職選挙法の一部改正 —

三角 政勝

(総務委員会調査室)

《要旨》

参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに出向いて録画する「スタジオ録画方式」に限られ、候補者が自ら録画する「持込みビデオ方式」によることはできなかった。また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳・字幕の少なくともいずれかは付与できるが、参議院選挙区選挙においては、いずれも付与することができなかった。

こうした中、参議院選挙区選挙において持込みビデオ方式を導入することにより、政見放送に手話通訳・字幕を付与できるようにする等できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要との見地から、自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本維新の会及び希望の党の6党派により、「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第16号）が参議院に発議され、平成30年6月19日に成立した。

本改正のための委員会の審議においては、持込みビデオ方式の導入により手話通訳・字幕付与を可能にするものの意義、品位保持の担保についての考え方、選挙運動における候補者間の平等の確保と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式における字幕付与の今後の展望等について質疑が行われた。

また、委員会では、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、「参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること」を政府に求める旨の附帯決議が全会一致で可決された。

1. はじめに

政見放送は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条の規定に基づき、公営による選挙運動として、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院

比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙の五つの選挙において認められている¹。

政見放送の具体的な実施方法等については、公職選挙法、同法施行令及び「政見放送及び経歴放送実施規程」（平成6年自治省告示第165号。以下「実施規程」という。）により、それぞれの選挙に応じて、政見放送を行う主体（候補者、政党等）、放送事業者、方式、手話通訳・字幕付与の可否等が定められている。

これまでの参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに出向いて録画する方式（以下「スタジオ録画方式」という。）に限られ、候補者が自ら録画する方式（以下「持込みビデオ方式」という。）によることはできなかった。また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳・字幕の少なくともいずれかは付与できるが、参議院選挙区選挙においては、いずれも付与することができなかった。

こうした中、参議院選挙区選挙において持込みビデオ方式を導入し、政見放送に手話通訳・字幕の付与を可能とすること等を通じて、障がい等の有無にかかわらずできる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要との見地から、平成30年6月11日に、自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本維新の会及び希望の党の6会派により、「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第16号）が参議院に発議され、同年6月15日の参議院本会議、6月19日の衆議院本会議において、それぞれ賛成多数により可決し、成立した。

本稿では、現行の政見放送に至るまでの主な経緯を踏まえつつ、今回の改正のための国会審議における主な論点を紹介することとする。

2. 政見放送の経緯

（1）ラジオ・テレビによる政見放送の導入

政見放送は昭和21年4月の戦後初の衆議院議員総選挙から行われたが、公営による政見放送は、昭和22年の「選挙運動の文書図画等の特例に関する法律」（昭和22年法律第16号）により初めて制度として位置付けられ、昭和22年4月の参議院議員通常選挙から実施された。同法では、参議院全国選出議員の選挙について、候補者は日本放送協会（NHK）の放送設備により無料でラジオによる放送をすることができるものとされた。次いで、衆議院議員総選挙についても、「選挙運動等の臨時特例に関する法律」（昭和23年法律第196号）により公営による政見放送が認められた。

その後、昭和25年の公職選挙法の制定に伴い、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会委員の選挙について、候補者は日本放送協会のラジオにより無料で政見放送を行うことができるとされた²。

¹ 公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用している。選挙公営とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度であり、政見放送もその一つである（選挙制度研究会編『わかりやすい公職選挙法（第十五次改訂版）』（平成26年ぎょうせい）234頁）。

² 安田充、荒川敦編著『逐条解説 公職選挙法（下）』（平成21年ぎょうせい）1,222～1,223頁

また、昭和 27 年の公職選挙法改正により、ラジオによる政見放送は、日本放送協会のみならず、一般放送事業者³（民放）も行うことができることとされるとともに、放送事業者は録音による政見を「そのまま放送しなければならない」⁴との規定が追加された。

このように公営による政見放送は逐次拡充されてきたが、さらに、昭和 44 年の公職選挙法の改正において、テレビによる政見放送が実現することとなった。テレビによる政見放送においてもラジオの場合と同様に、政見放送を行う者が日本放送協会又は一般放送事業者の放送局に出向いて録画したものを放送（スタジオ録画方式）できることとされた。

また、テレビによる政見放送の導入に伴い、公職選挙法第 150 条の 2 として政見放送における品位の保持に関する規定が設けられ、政見放送をするに当たっては、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならないこととされた⁵。

（２）衆議院小選挙区選出議員選挙における持込みビデオ方式の導入

平成 6 年には、衆議院議員選挙において小選挙区比例代表並立制の導入等を内容とする抜本的改正が行われ、政策本位、政党本位の選挙制度とされたことに伴い、小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙のいずれについても政党等に大幅に選挙運動の手段が認められることとなった。

政見放送についても、真に政策を掲げて選挙を争うにふさわしい一定の要件を満たす政党はできる限り自由に創意工夫を凝らしてその政策を訴えることができるようにすることが適当であること、そのような要件を満たした政党は自らが録音し又は録画したものを使用できるとしても政見放送の品位を損なうようなことは考えにくいこと等から⁶、公職選挙法第 150 条が改正され、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党⁷については、自らが録画した政見を使用すること（持込みビデオ方式）もできることとされた。

また、本改正で持込みビデオ方式が導入されたことにより、衆議院小選挙区選出議員選挙については、候補者届出政党の判断により持込みビデオに手話通訳・字幕を付与することができることとなった。

（３）スタジオ録画方式における手話通訳・字幕の導入拡大

³ 現行の放送法第 2 条第 23 号の「基幹放送事業者」（NHK 及び放送大学学園を除く。）を指す。「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）により、公職選挙法の政見放送に関する規定における「一般放送事業者」は「基幹放送事業者」に改められた。

⁴ 同規定は、放送事業者が内容を審査検討して放送の可否を決するようなことは、政見放送の自由を侵害し又は侵害するおそれがあるので、これを禁止して選挙の公正を保障しようとしているものであるとされている。（第 104 回国会参議院通信委員会会議録第 5 号 19 頁（昭 61. 3. 27））

⁵ 最高裁判所は、公職選挙法第 150 条の 2（品位保持規定）に違反する発言部分そのまま放送されなかった事件について、不法行為法上、法的利益の侵害があったとはいえないと判示した。（平 2. 4. 17 最高裁判所第三小法廷判決）

⁶ 第 164 回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第 2 号 28 頁（平 18. 3. 1）、第 165 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 3 号 2～3 頁（平 18. 11. 29）等

⁷ 5 人以上の所属国会議員を有しているか、あるいは直近の国政選挙で得票率が 2 % 以上を満たしている政党が候補者届出政党となる（公職選挙法第 86 条第 1 項）。

障がい者を有する有権者については、選挙に関する情報の取得に一層の配慮が必要であり、スタジオ録画方式の政見放送についても、手話通訳や字幕の付与の導入が図られてきた。

ア 手話通訳の付与

政見放送がスタジオ録画方式で行われる選挙については、手話通訳士の地域的な偏在が課題とされてきたが、参議院比例代表選出議員選挙においては東京にある日本放送協会の本部で一括して収録を行うため、手話通訳士を確保できるとして、平成7年の参議院議員通常選挙から導入された。また、都道府県の区域よりも広域であるブロックを単位とする衆議院比例代表選出議員選挙についても、平成21年の衆議院議員総選挙から手話通訳の付与が可能となった。

都道府県知事選挙については、総務省の「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」（平成22年8月～平成23年3月）において、全国すべての都道府県で選挙が同日に執行されることがなく、周辺都道府県を合わせたブロックを単位として手話通訳士を確保すれば、政見放送への手話通訳の付与は可能と考えられるとされ、平成23年4月1日以降の都道府県知事選挙から手話通訳の付与が導入された。

イ 字幕の付与

スタジオ録画方式の政見放送に字幕を付すことについては、収録時間が極めて短い中で多数の候補者の政見に字幕を付すには技術的課題があること、字幕の文字数に制約があり、放送事業者が政見の内容を要約する必要がある中で選挙の公正確保の観点から課題があること等の指摘がされてきた⁸。

こうした中、前述の「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」において、少なくとも参議院比例代表選出議員選挙に関しては、日本放送協会の東京本部のみで収録を行うことができ、収録数も参議院名簿届出政党等に限定されること等から、参議院比例代表選出議員選挙における政見放送については字幕付与を実現することとされ、平成25年の参議院議員通常選挙から字幕の付与が導入された。

これらの経緯を経た各選挙における政見放送の概要（今回の改正前）は図表1のとおりである。

図表1 各選挙における政見放送の概要（今回の改正前）

	衆・小選挙区	衆・比例代表	参・選挙区	都道府県知事	参・比例代表
主体	候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等	公職の候補者	公職の候補者	参議院名簿届出政党等
放送事業者	NHK、民放	NHK (北関東、東京都はNHK、民放)	NHK、民放	NHK、民放	NHK
方式	スタジオ録画方式 又は 持込みビデオ方式	スタジオ録画方式	スタジオ録画方式	スタジオ録画方式	スタジオ録画方式
放送時間/回	9分	9分	5分30秒	5分30秒	17分 (衆参同日の場合は14分)
手話通訳	持込みビデオに挿入可	可 ※H21選挙から導入 (実施規程第8条第4項)	不可	可 ※H23.4.1から導入 (実施規程第8条第7項)	可 ※H17選挙から導入 (実施規程第8条第4項)
字幕	持込みビデオに挿入可	不可	不可	不可	可 ※H25選挙から導入 (実施規程第8条第5項)

(出所)総務省資料より作成

⁸ 第169回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第1号2頁（平20.2.27）等

3. 参議院選挙区選挙の政見放送に関する改正案の提出とその概要

冒頭に述べたとおり、これまでの参議院選挙区選挙の政見放送については、スタジオ録画方式に限られ、持込みビデオ方式によることはできなかった。また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳・字幕の少なくともいずれかは付与できるが、参議院選挙区選挙においては、いずれも付与することができなかった。

こうした状況に対し、参議院選挙区選挙において持込みビデオ方式を導入し、政見放送に手話通訳・字幕の付与を可能にすること等について、平成28年の第190回国会（常会）から、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（以下「参議院政治倫理選挙制度特別委員会」という。）の理事等の関係者間で検討が行われ、第196回国会（常会）の平成30年6月11日に、自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本維新の会及び希望の党の6会派により、「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第16号）が参議院に発議された⁹。同法律案の概要は図表2のとおりである。

図表2 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第16号）の概要

参議院選挙区選挙の政見放送に関する公職選挙法の改正について	
改正の趣旨	<p>参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに向いて録画する方式（スタジオ録画方式）に限られ、候補者が自ら録画する方式（持込みビデオ方式）によることはできない。</p> <p>また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳・字幕の少なくともどちらかは付与できるが、参議院選挙区選挙においては、どちらも付与できない。</p> <p>→ 喫緊の課題として、参議院選挙区選挙において、持込みビデオ方式を導入することにより、政見放送に手話通訳・字幕を付与できるようにする等できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要。</p>
	<p><u>参議院選挙区選挙の政見放送について、持込みビデオ方式を導入する。</u></p> <p>ただし、政見放送の品位保持の観点から、衆議院小選挙区選挙において持込みビデオ方式を選択できる候補者届出政党と同様の要件を満たし、かつ、確認団体・推薦団体である政党その他の政治団体の所属候補者・推薦候補者に限り、持込みビデオ方式を選択できることとする（それ以外の候補者は、従来どおりスタジオ録画方式により政見放送を行うことが可能）。</p>
改正の概要	<ol style="list-style-type: none">1 参議院選挙区選挙において、①所属国会議員が5人以上又は②直近の総選挙若しくは通常選挙における得票率が2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体・推薦団体の所属候補者・推薦候補者の政見の放送については、放送事業者は、その録音・録画した政見又は当該候補者が録音・録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。2 1の候補者は、政令で定める額の範囲内で、1の政見の放送のための録音・録画を無料であることができるものとする。3 改正法は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 <p>以下については、総務大臣が定める実施規程で規定。</p> <p>※1 公営経費に配慮し、持ち込むことができる政見は、候補者1人につき全放送局を通じて1種類とする。</p> <p>※2 【スタジオ録画方式】基幹放送事業者に対して、候補者から日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込みがあったときは、当該基幹放送事業者は当該録音又は録画した物を使用して政見放送を行うこととする。</p> <p>※3 【スタジオ録画方式】候補者から申込みがあったときは、日本放送協会及び基幹放送事業者は手話通訳を付して政見を録画するものとする。</p>

（出所）参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会配付資料

⁹ 本法律案の発議に至った経緯については、本稿「4. 国会審議における主な論点等（1）イ」を参照。

4. 国会審議における主な論点等

本改正のための参議院政治倫理選挙制度特別委員会の審議においては、持込みビデオ方式の導入により手話通訳・字幕付与を可能にすることの意義、品位保持の担保についての考え方、選挙運動における候補者間の平等の確保と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式における字幕付与の今後の展望等について質疑が行われた。

これらの質疑の主な内容等は以下のとおりである。

(1) 持込みビデオ方式の導入により手話通訳・字幕付与を可能にすることの意義

ア 法律案提出の意義

参議院選挙区選挙の政見放送に持込みビデオ方式を導入すること等を内容とする今回の改正案の意義については、発議者から、「現在、参議院選挙区選挙においては、手話通訳者が少ない地域があることや字幕を付与する設備、技術的な対応について困難がある等の理由から、手話、字幕のどちらも付与できていない。そこで、喫緊の課題として、参議院選挙区選挙において持込みビデオ方式を導入することにより政見放送に手話通訳や字幕を付与できるようにして、障害のある方や聴力が弱くなった高齢者の方など、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要である」¹⁰旨の答弁があった。

イ 法律案発議の在り方

第196回国会（常会）において、全会派の合意がないまま本法律案の発議に至ったことについての見解が問われた。

これについて発議者からは、「2年前に、この改正案について当委員会の理事懇談会で検討したときには、委員長提案とすることについて一部会派の賛同が得られなかったことから、法案の提出自体を見送った。今回も、2年前と同様に、全会一致となるよう協議を重ね、政党要件を課す以外に政見放送の品位保持が可能となる仕組みが考えられないのか検討したが、妙案は見当たらなかった。このような中で、次回の参議院通常選挙が来年に迫っている。政見放送に手話通訳も字幕も付与できないという状況を放置するわけにはいかず、それまでに参議院選挙区選挙における持込みビデオ方式の導入という喫緊の課題を解決するために、やむを得ず、一部の会派の賛同を得られない状態で法案の提出に至った」¹¹旨の答弁があった。

(2) 品位保持の担保についての考え方

ア 政見放送の品位保持担保の方法

政見放送における品位の保持については、公職選挙法第150条の2において、「公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し（中略）、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善

¹⁰ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号2頁（平30.6.13）

¹¹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号6頁（平30.6.13）

良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。」と規定されている。

今回の改正に関し、持込みビデオ方式はスタジオ録画方式に比べて自由度が高く、品位を欠いたり不適切な内容が含まれたりすることとならないかとの懸念から、政見放送の品位保持をどのように担保するかが問われた。

これに対し、発議者からは、「現行制度上、品位を欠くビデオを持ち込まれたとしても、放送事業者はこれをそのまま放送しなければならないと規定されているため、品位を欠くビデオを持ち込むことが考えにくい一定の者に限って持込みを認めることが適切だと考える。衆議院の小選挙区選挙においては、従来から候補者届出政党に限り政見放送が認められ、品位を損なうようなことは考えにくいことも理由として持込みビデオ方式が可能となっており、その実績に照らせば、参議院選挙区選挙においても、同様の要件を満たす政党の所属候補者や推薦候補者であれば政見放送の品位を損なうようなことは考えにくいと考えている」¹²旨の答弁があった。

イ 政見放送の品位確保のための検討経緯

今回の改正では、参議院選挙区選挙において持込みビデオ方式による政見放送を認める要件として、①所属国会議員が5人以上又は②直近の総選挙若しくは通常選挙における得票率が2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体・推薦団体の所属候補者・推薦候補者としている。

こうした要件を設けることとなった検討経緯について、発議者からは、「参議院の選挙区選挙は政党本位の選挙ではなく、個人の候補者が立候補して選挙活動をするという立て付けになっているため、できれば全ての候補者に持込みビデオ方式をできるようにしたいが、それにはどうしたらいいのかというのが最大の課題であり、そこに一番腐心をしてきた。しかし、憲法上、事前検閲というのは大変に難しいし、公選法上、放送事業者は持ち込まれたビデオをそのまま放送しなければならない。(中略)第三者機関の関与あるいは罰則の強化といった代替案も検討したが、現実的には非常に難しいし、その効果も非常に限定的であるということから、今回、衆議院の小選挙区選挙と同様、政党要件を課すことで品位の保持を担保するということにした」¹³旨の答弁があった。

ウ 品位を欠く政見放送の具体的な想定と罰則による対応

政見放送において品位を欠くこととは、具体的にどのような事態を想定しているのかと問われたところ、発議者からは、「これまでもあった事例として、候補者が差別的な発言をすとか、あるいは性的な発言をし、それをそのまま放送してよいのかということが問題になったことがあった。そのほか、暴力的な表現を内容とするものとか、さらにはヘイトスピーチを内容とするもの、こういったものも懸念される場所である」¹⁴旨の答弁があった。

また、政見放送における品位の保持について、公職選挙法や刑法による罰則で対応で

¹² 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号2頁(平30.6.13)

¹³ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号3頁(平30.6.13)

¹⁴ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号5頁(平30.6.13)

きるのではないかと指摘に対して、発議者からは、「(公職選挙法における罰則は)虚偽事項を公表した場合や営業に関する宣伝をした場合などに限られている。一方、刑法には、わいせつ物陳列罪あるいは名誉毀損罪があるが、品位を欠く行為には多様なものが考えられ、刑法上、その全てが処罰の対象となるというわけではない。このように、品位を欠く行為のうち罰則の対象となるものは限られていることから、罰則だけで品位保持ができるとは言えないのではないかと考えている」¹⁵旨の答弁があった。

(3) 選挙運動における候補者間の平等の確保と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性

ア 候補者間の平等性についての考え方

前述のとおり、今回の改正案においては、参議院選挙区選挙の政見放送における品位確保の観点から一定要件を満たす政党の所属候補者等のみビデオ持込みを認めることになっているが、このような要件を設けることは、公正、平等を旨とする公職選挙法の基本に反するのではないかと指摘がなされた。

これに対し、発議者からは、「そもそも憲法においては、各候補者が選挙運動の上で平等に取り扱われるべきことを要求してはいると承知しているが、合理的理由に基づく認められる差異を設けることまで禁止しているものではなく、このことは既に最高裁判所の判決においても判示されている」とした上で、「今回のこの政党要件というのは、その線引き、基準として、現状、最も客観的で、また合理的と考えられる要件だと認識している」¹⁶旨の答弁があった。

また、この要件に該当しないため持込みビデオ方式が認められない無所属の候補者については、「今回の改正後においても、従来どおりスタジオ録画方式による政見放送を行うことが可能であるだけでなく、それにプラスして、この法改正を踏まえて、総務大臣が定める実施規程が改正されることにより、スタジオ録画方式の場合であってもNHKで収録したビデオが民放でも使用できる。それと併せ、手話通訳も新たに付けられるようになると承知しており、その差異については必要最小限にとどめる努力もさせていただく」¹⁷旨の答弁があった。

なお、これまで認められていなかった参議院選挙区選挙のスタジオ録画方式における手話通訳の付与について、政府参考人からは、「手話通訳士が全国で偏在しており(中略)、これまでは手話通訳が参議院選挙区選挙ではできなかったが、今回の改正法により、ビデオ方式に移行される方、あるいはNHKのスタジオで収録したものを使って政見放送を民放の方で行うこととするようなことを定めることにより、候補者が減ることになる。日本手話通訳士協会とも調整したところ、参議院選挙区選挙の政見放送におけるスタジオ収録についても手話通訳を付すことが可能となると考えている。そのように

¹⁵ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号6頁(平30.6.13)

¹⁶ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号4頁(平30.6.13)

¹⁷ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号4～5頁(平30.6.13)

実施規程等を改正していきたい」¹⁸旨の答弁があった。

イ 政党等への所属と品位保持との関係

政見放送の品位保持の観点から持込みビデオ方式の対象候補者を政党の所属候補者等に限定することの妥当性について、発議者からは、「今回の改正は、無所属の候補者は品位を保てないといった発想によって行うものではない」とした上で、「持込みビデオ方式は、収録をしているときに放送事業者などの周囲の目があるスタジオ録画方式とは異なり、収録時には必ずしもその周囲の目があるとは限らないということが言える。また、スタジオ録画方式と比べ自由度が高いことなどを踏まえると、著しく品位を欠く表現がされる懸念がより高まると考えているところであり、これは政党の公認とか推薦を受けない候補者であるかどうかにかかわらず生じる懸念である」との答弁があった。

また、「テレビという媒体は強力な影響力を有している。品位を欠く政見放送が行われた場合、もう放送されてしまうわけであるから、被害回復ができないといったことを踏まえれば、品位を欠くものが放送されることは避けなければならない」とした上で、「政党に所属している者であればその政党の規律が及んでいると考えられ、また政党の推薦候補者であれば、実際には政党が持込みビデオを確認した上で推薦団体となると考えられるわけであり、こういった形で国民の一定の支持を受けている政党が関わることで品位を欠く表現がされる懸念を解消することができる」と考えた¹⁹旨の答弁があった。

(4) スタジオ録画方式における字幕付与の今後の展望

聴覚に障がいのある方や聴力が弱くなった高齢者等のための字幕放送が一般的に行われている中、スタジオ録画方式で収録を行う候補者の政見放送についても字幕付与を実現すべきではないかとの指摘がなされた。

これに対し、発議者からは、「今回の改正で持込みビデオに字幕が付与できることとなる一方で、スタジオ録画の場合には字幕が付与できないという状況を放置すべきではないと考えている。そして、技術の進展が目覚ましい今日においては、そう遠くない将来には各放送局のスタジオで政見放送を録画する場合にも字幕を付与できるようになることが期待できるのではないかと考えている。このため、政府においては、スタジオ録画による政見放送における字幕の付与に向けて、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に是非努めていただきたい」²⁰旨の答弁があった。

この点に関し、政府参考人からは、「字幕放送については、NHKによると、全国ほとんどの放送局では、字幕付与に対応できる専門的なノウハウと技術を持った人材あるいは会社が地域にないというのが実態で、加えて、字幕を付与するための機材の整備など課題もあると伺っている。現状としては、限られた期間に全ての選挙区で対応することは困難な状況であるが、技術の進歩等に応じ考えていきたい」²¹旨の答弁があった。

¹⁸ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号4頁(平30.6.13)

¹⁹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号6頁(平30.6.13)

²⁰ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号7頁(平30.6.13)

²¹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第4号4頁(平30.6.13)

(5) 参議院特別委員会における附帯決議と本法律案の成立

参議院政治倫理選挙制度特別委員会においては、平成30年6月13日に質疑を終局した後、希望の会（自由・社民）及び沖縄の風の2会派より、自ら政見を録音し又は録画することができる候補者の範囲を限定しないこと等を内容とする修正案が提出され、続いて討論及び採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

また、委員会における法律案の可決の後には、自由民主党・こころ、公明党、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党、日本維新の会、希望の党及び沖縄の風の各会派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致で可決された。

本決議の全文は次のとおりである。

<p>公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p> <p style="text-align: right;">平成30年6月13日</p> <p style="text-align: center;">参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会</p> <p>政府は、本法施行に当たり、政見放送が候補者及び政党の政策等を伝える重要な手段であることに鑑み、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること。</p> <p style="text-align: right;">右決議する。</p>
--

その後、本法律案は6月15日の参議院本会議で多数により可決し、衆議院に送付され、6月18日の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会、6月19日の衆議院本会議でそれぞれ多数により可決し成立した。

5. おわりに

政見放送に関する今回の公職選挙法の改正法は、平成30年6月27日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。これにより、平成31年に予定される参議院議員通常選挙から、選挙区選挙における持込みビデオ方式が認められることとなり、同方式の下における手話通訳及び字幕の付与が可能となる。また、政府においては、本法律の施行に当たり、スタジオ録画方式における手話通訳の付与について、実施規程の改正により対応するとしている。

今後については、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、本改正が次回の参議院議員通常選挙においてどのように活用されていくかとともに、スタジオ録画方式の政見放送における字幕付与の実現に向けた検討がどのように進められていくのかが注視される。

(みすみ まさかつ)